

平成 27 年 2 月 27 日

京都消費者契約ネットワークと株式会社 Plan・Do・See の控訴審判決について

消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク（原審原告・控訴人。以下「控訴人」という。）が、婚礼及び披露宴に関する企画及び運営等を業とする株式会社 Plan・Do・See（原審被告・被控訴人。以下「被控訴人」という。）に対し、被控訴人が消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結する際に現に使用し又は今後使用するおそれのある、当該契約の解除時に消費者が負担する金銭（以下「本件キャンセル料」という）に関する条項（以下「本件キャンセル料条項」という。）が、消費者契約法（以下「法」という。）第 9 条第 1 号に規定する、平均的な損害の額を超える損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるものであるから、当該超える部分は無効であるとして、法第 12 条第 3 項の規定に基づき、本件キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止め及び本件キャンセル料条項が記載された契約書用紙の破棄等を求めた事案である。

原判決（京都地方裁判所が平成 26 年 8 月 7 日に言渡し）^()が、本件キャンセル料条項は法第 9 条第 1 号により無効となる部分を含むものとはいえないとして、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した（平成 26 年 8 月 19 日付けで大阪高等裁判所に控訴）。

() 参考：第一審判決の概要

http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140829_kyoto.pdf

(2) 結果

控訴審（大阪高等裁判所）は、平成 27 年 1 月 29 日、原判決に付加・訂正を加えてこれを引用し、控訴審における控訴人の主張についてそれぞれ以下のように判断した上で、本件キャンセル料条項は法第 9 条第 1 号により無効となる部分を含むものとはいえないとして、控訴人の控訴を棄却した（控訴人は、平成 27 年 2 月 6 日付けで上告受理申立てを行った。）。

ア 本件契約の解除に伴い被控訴人に生ずべき平均的な損害（以下「本件平均的損害」という。）に、本件契約の解除による逸失利益（以下「本件逸失利益」という。）が含まれるか

控訴人は、法第9条第1号の解釈においては、事業者が民法第416条第1項の規定に基づき請求することができる損害の全てについての請求を許容するものではなく、消費者契約の目的を履行する前に消費者契約が解除された場合においては、他の消費者との間で消費者契約を締結する機会を失ったような場合等を除き、当該消費者に対して、契約の目的を履行していたならば得られたであろう金額を損害賠償として請求することを許さないと解すべきであると主張したが、裁判所は、この点については原判決のとおりとして排斥した。

控訴人は、挙式披露宴実施契約においても多数の解除者が存在しており、一部の消費者による解除は事業者にとって織り込み済みのものといえると主張したが、裁判所は、被控訴人が消費者から本件契約が解除されることをあらかじめ想定して複数の消費者との間で日時及び会場が重複する挙式披露宴実施契約を締結していることを裏付ける証拠はないから、被控訴人が一部の消費者による解除を織り込み済みのものとして事業を営んでいるということとはできないと判示して排斥した。

控訴人は、挙式披露宴の施行予定日の91日前の日以前に解除された場合には損害として認定することができる逸失利益は存在しないと主張したが、裁判所は、この点については原判決のとおりとして排斥した。さらに、施行予定日の91日前の日以前の解除の場合に逸失利益に相当する解約料を徴収しない他の事業者が存在することは、裁判所の判断を左右するものではないと判示した。

イ 本件キャンセル料が損益相殺後の本件逸失利益を超えるか

控訴人は、販売費・一般管理費のうち本件契約の解除により支払を免れるものや他の業務に代替・転用可能なものについて控除すべきと主張したが、裁判所は、この点については原判決のとおりとして排斥した。

控訴人は、同一日、同一時刻、同一会場での再販売でなくても、キャンセルにより空いた人員や余剰設備を使用して他の挙式が実施されれば、事業者はキャンセル前の契約が履行されたのと同様の利益を得るのであるから、再販売がされたとみるべきであると主張したが、裁判所は、この点については原判決のとおりとして排斥した。

控訴人は、被控訴人が本件契約により期待することができる売上は、86万円～128万円程度（各会場の最低人数は40～70名、最低保証額は1万4000円、会場費は30万円程度）であり、これを基礎にして本件逸

失利益が算定されるべきであると主張したが、裁判所は、解除された本件契約の解除時見積額は、原判決のとおりであり、控訴人主張の額よりもはるかに大きく、被控訴人が挙式披露宴を実施した場合において、売上額の平均額が見積額の平均額を下回っていたことを認めるに足りる証拠はないとして排斥した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 高畠 英弘

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社 Plan・Do・See
代表取締役 野田 豊

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報()の概要

なし

() 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置を採った旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則(平成19年内閣府令第17号)第14条、第28条参照)。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03 - 3507 - 9264

URL：http://www.caa.go.jp/planning/index.html